

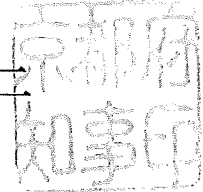
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 大阪府豊中市庄内宝町二丁目9番34号

氏名 株式会社利昌
代表取締役 平良 静雄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

京都府知事 山田 啓二



許可の年月日 平成28年6月29日

許可の有効年月日 平成30年6月30日



1. 事業の範囲

(積替え又は保管を含まない)

- ①汚泥 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、砒素又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン又は1,3-ジクロロプロペンを含むことにより有害なものに限る。)
- ②廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン若しくは1,3-ジクロロプロペンを含むことにより有害なものに限る。)
- ③廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン若しくはセレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。)
- ④廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン若しくはセレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。)
- ⑤廃水銀等
以上5種類

1. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さなし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成5年7月1日：当初許可
- 平成7年9月25日：変更許可 (取り扱う特別管理産業廃棄物の種類の変更：②の限定の変更)
- 平成10年7月1日：更新許可
- 平成15年7月1日：更新許可
- 平成16年4月26日：変更許可 (取り扱う特別管理産業廃棄物の種類の変更：①の追加、②③④の限定の変更)
- 平成20年7月16日：更新許可
- 平成25年7月1日：更新許可
- 平成28年6月29日：変更許可 (取り扱う特別管理産業廃棄物の種類の追加：⑤)

5. 積替え許可の有無 有・無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無